

議会運営委員会視察

宮城県議会および名取市議会

2014年11月5日（水）～6日（木）

伊丹市議会議員 桜井 周（フォーラム伊丹）

I. 宮城県議会 11月5日(水)

【調査項目】

- 議会運営について
- 議会改革について
 - ・ 議会基本条例制定後の検証
 - ・ 議会基本条例制定による効果
 - ・ 他都道府県との連携協力の具体的事例、方法、効果
 - ・ 議員提案条例の制定過程

1. 宮城県議会事務局からの説明

(1) 議会運営について

→ 「資料」に基づいて説明

(2) 議会改革について

→ 「資料3-1」および「資料3-2」に基づいて説明

- 議会改革推進調査特別委員会をH20年7月に設置、議会基本条例をH21年6月に制定。
- 議会基本条例の制定は、都道府県議会では7番目。
- 予算調製方針(9月上旬と11月上旬の2回)について当局から説明し、議員から質疑を行う。

2. 質疑応答

- Q) 一般質問は16人とのことだが、どのように調整しているのか？
- A) 過去には制限はなく20人に質問したことがあった。しかし、一部の会派が多いなどの不公平があり、16人を超える場合には調整することとなった。予算の時期(2月定例会)やその他の特段の事案があるときは16人以上も認めることを議会運営委員会で申し合わせた。最近では質問を希望していながら質問できないという事例はほとんどない。
- Q) 予算決算の分科会での討論と採決を行うのか？分科会は同時開催であるが、自らが所属しない分科会での審議内容についてどのようにフォローするのか？
- A) 討論は行わない、主査報告に対しての質疑(めったにないが)を行うことで確認。討論は本会議だけ、委員会でもない。財政を担当する総務分科会が全体の進行をフォローする体制になっている。

- Q) 請願者の意見陳述(12条)の活用状況は？
A) 請願者の意見陳述(12条)の実施例はない。
- Q) 議員間討議(27条)はどのように行われ、どのような成果があがっているか？
A) 議員間討議(27条)は毎月開催の常任委員会などで、当局への質疑が終了した後に以前から行っていた。議会基本条例によって何かが変わった訳ではない。
- Q) 震災復興計画の作成過程での議会と議員の関わり方は？
A) 政策課で震災復興計画を作成。素案の段階で会派に説明していた。また、県民向けにパブリックコメントも開催。議員が知らない、ということはない。震災復興計画の特別委員会でも説明 復興計画はざっくりしたもの。実施計画で具体的な事業を盛り込んだ。こちらが注目された。
- Q) 宮城県議会で議会改革が進んでいる理由は？
A) 浅野知事時代に情報公開が進んだことから、県議会としても独自の取り組みを検討。浅野知事は改革派で県議会との関係も是々非々ということだったので、県議会としてもあり方を考える機会となった。この時期、当選1回の議員が多く改革を進める雰囲気があった。議会改革に取り組んでいた三重県議会との交流を通じて議会改革が進んだ。
- Q) 反問権の行使(25条)の事例があったとのことだが、どのような反問だったのか？
A) 宮城県議会の反問権は内容確認。最初の反問は、原発関係の事案。
- Q) 参考人招致はどのように活用されているか？
A) 特別委員会で、事案に精通した方から話を聞いている。条例制定前から実施してきた。
- Q) 議長の記者会見はどのタイミングで行っているのか？
A) 定例会最終日に議会終了後に定例会を振り返っている。20分程度。議長記者会見には、副議長と常任委員長も同席している。
- Q) 議会改革を進めるにあたっては議会事務局の機能強化が重要であるが、一

般市の市議会では議会事務局で人員を確保することは困難である。県議会から県下の市議会へのサポートは如何か？

A) 震災があったのでなかなか取組めていないのが実態である。震災関連などの国への要望は県議会と市議会議長会・町村議長会で連携する。

Q) 傍聴者に対するアンケートを実施しているとのことだが、その効果は？

A) アンケートでの率直な意見は議員に伝わっている。時間制限に追われて早口の答弁になると、アンケートで書かれたりする。他に、議員の居眠りについての指摘もある。

Q) 山形県議会との交流があるとのことだが、具体的にはどのような内容なのか？

A) 勉強会的な色彩が強い。それぞれの県の課題に対する取り組みを紹介している。

3. 所感

- 議会基本条例制定以前から様々な取り組みが行われてきたようで、議会のレベルとしてもともと高かったという印象。議会のレベルアップは議会基本条例で一足飛びに進む訳ではないことを感じた。
- 浅野知事時代に議会改革が進んだとのことであるが、行政と議会の切磋琢磨が印象的であった。

以 上

Ⅱ. 名取市議会 11月6日(木)

【視察目的】

- 議会運営について
- 議会基本条例について
- 議員政治倫理条例について
- 議員懇談会（報告会）について

1. 名取市議会からの説明

(1) 議会運営について

→ 「名取市議会要覧」および「議会運営委員会視察資料」に基づいて説明

(2) 議会基本条例について

→ 「議会運営委員会視察資料」に基づいて説明

(3) 議員懇談会（報告会）について

→ 「議会運営委員会視察資料」および「議会懇談会の参加状況について」に基づいて説明

- 同じ市民の方が参加する傾向にある。課題として、より多くの市民に関心を持って参加していただくこと、特に若い世代に関心をもってもらうこと。

2. 質疑応答

Q) 財務常任委員会においては、分科会方式を採用しているが、その効果は？
また、補正予算も分科会で審査するのか？

A) 補正予算は委員会付託を省略し、本会議で審議している。

Q) 議員定数について、3委員会×7名＝21名との考え方が示されているが、財務委員会は全議員参加であることから実態としては総務建設と民生教育の2委員会であり2委員会×7名＝14名という考え方もありえると考えられるが、どのように検討されたのか？

A) かつて4常任委員会であったものが今は2常任委員会であり、これを3常任委員会にすることが検討されている。

Q) 議会基本条例4条で議長および副議長の立候補制について規定しているが、運用状況と効果は？

- A) 当日の朝9時までに届け出、5分で所信表明。立候補者以外への投票は無効。公開性が確保でき、市民理解を得られている。
- Q) 議会基本条例11条では請願の提出者が議会において意見陳述できることを規定しているが、運用状況と効果は？
- A) 請願を提出された市民は、議員の前で意見を述べることを希望されることが多い。また意見を述べることで、満足する部分がある。議員も書面で読むだけでなく直接話を聞くことで印象が変わることがある。なお、内容確認程度の質疑は行う。
- Q) 政治倫理条例7条において指定管理者について言及があるが、議員が役員を務める団体が指定管理の指定を受けることは許容されているのか？
- A) 請負についての禁止規定を導入している自治体が多いと聞いているが、名取市では定めはない。
- Q) 震災復興計画および実施計画は行政において作成されるものと理解しているが、その過程において市議会はどのようなタイミングでどのような方法で関与したか？
- A) 復興計画は学識経験者および被災者などで構成される審議会で作成されたが、議員も審議会を傍聴して議論の過程を把握するよう努めてきた。また、市議会としては、特別委員会を設置して並行して議論し、懸念点を行政側にフィードバックしてきた。
- Q) 定例会の会期中の常任委員会の現地調査とは？
- A) 市内の現場を見た上で、後日、議会棟で審議を行っている。
- Q) 財政健全化比率等質疑とあるが、どのような質疑が行われているのか？
- A) 財政健全化比率等の報告として議会日程を設け、質疑の時間も設けているが、実際に質疑をする議員はまずいない。現状において財政指標は極めて悪いということではない。
- Q) 総括質問総括答弁方式から一問一答方式へ全面移行したが、議員の中で総括質問総括答弁方式に愛着を持つ意見はなかったか？
- A) 傍聴者からは一問一答方式の方が分かりやすいということで、好評である。

3. 所感

- 議会報告会は4日間で1日4カ所、合計16カ所で行うなど、議員の負担は大きいと推察するが、毎年、地道に実施していることに感銘を受けた。
- 3年前の東日本大震災では、津波被害による死亡と県議選への転出とで欠員が5名に発生したことから、今もイレギュラーな状況が残っているとのこと。

以 上